

北朝鮮に対する措置の継続について
(入港禁止措置及び輸出入禁止措置に係る閣議決定)

平成22年3月31日
内閣官房、外務省、経済産業省、国土交通省

1. 経緯

- (1)平成18年7月5日の北朝鮮による弾道ミサイル発射及び同年10月9日の北朝鮮による核実験実施の発表を受けて、我が国は、別紙(「我が国の対北朝鮮措置の概要」)の1. 及び2. の措置を発表した。
- (2)さらに、平成21年4月5日の北朝鮮によるミサイル発射及び同年5月25日の北朝鮮による核実験の実施を受けて、我が国は、別紙の3. 及び4. 並びに5. の措置をそれぞれ発表した。
- (3)すべての北朝鮮籍船舶の入港禁止措置及び北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止措置については、閣議決定に基づきこれまで4度にわたり6か月間の期限延長を行い、また、平成21年4月10日には1年間の措置継続を閣議決定して期限延長を行った。北朝鮮に向けたすべての品目の輸出禁止措置については、平成21年6月16日に新たな措置(平成22年4月13日までを期限とする)として閣議決定。

2. 基本方針

我が国の対北朝鮮措置の在り方については、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国連安保理等における国際社会の動き等を踏まえ、総合的に判断することを基本方針としている。

3. 措置の継続

- (1)北朝鮮は、拉致問題について平成20年8月に合意した調査のやり直しにまだまだ着手していないことなど具体的な行動をとっておらず、核・ミサイル問題についても、我が国を含む関係国の働きかけにもかかわらず、平成21年4月のミサイル発射に加え、同年5月には核実験を実施したほか、六者会合への復帰にもいまだ応じていない。こうした北朝鮮をめぐる諸般の情勢を総合的に勘案すれば、これらの措置を継続することが必要と考えられる。
- (2)上記1. の措置のうち、北朝鮮籍船入港禁止及び北朝鮮との間の輸出入禁止の措置については、4月13日に期限が到来する。これらについては、上記3. (1)にかんがみ、今回も期限を1年間延長することとする。但し、北朝鮮が諸懸案の解決に向けた具体的行動をとる場合には、これらの措置はいつでも解除できる。
- (3)今後、4月13日以前の適当な時期に閣議決定をもってこれらの措置を延長することとする。閣議決定が得られた場合は、その後の閣議において、これら措置の国会事後承認のために国会に付議すべく所要の手续をとる予定。

※ なお、本通常国会において、国際連合安全保障理事会決議第1874号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案(「貨物検査法案」)が継続審議中。

我が国の対北朝鮮措置の概要

1. 平成18年7月5日発表

- (イ) 万景峰92号の入港禁止 <閣議決定>
- (ロ) 北朝鮮当局職員の入国及び北朝鮮籍船舶の乗員等の上陸の原則禁止
- (ハ) 在日北朝鮮当局職員が北朝鮮を渡航先とした再入国の原則禁止
- (ニ) 我が国国家公務員が北朝鮮渡航の原則見合わせ、我が国から北朝鮮への渡航自粛要請
- (ホ) 我が国・北朝鮮間の航空チャーター便の我が国への乗り入れを認めない
- (ヘ) 北朝鮮に関するミサイル及び核兵器等の不拡散のための輸出管理に係る措置の引き続き厳格な適用
- (ト) 北朝鮮の不法行為等に関し、引き続き厳格な法執行

2. 平成18年10月11日発表

- ▶ (イ) すべての北朝鮮籍船舶の入港を禁止 <閣議決定>
- (ロ) 北朝鮮からのすべての品目の輸入を禁止 <閣議決定>
- (ハ) 北朝鮮籍者の入国は、特別の事情がない限り認めない。(但し、在日の北朝鮮当局の職員以外の者の再入国は、この限りではない。)

3. 平成21年4月10日の閣議決定

- (イ) すべての北朝鮮籍船舶の入港を禁止(*)
- (ロ) 北朝鮮からのすべての品目の輸入を禁止(*)

(*)…いずれも平成22年4月13日まで。また、国会の事後承認が必要。

4. 平成21年4月10日発表

- (イ) 北朝鮮を仕向地とする支払い手段等の携帯輸出について届出を要する金額(下限額)を、現行の100万円超から30万円超に引き下げる
- (ロ) 北朝鮮に住所等を有する自然人等に対する支払について報告を要する金額(下限額)を、現行の3,000万円超から1,000万円超に引き下げる

5. 平成21年6月16日発表

- (イ) 北朝鮮に向けたすべての品目の輸出を禁止<閣議決定>(*)
- (*)…平成22年4月13日まで。また、国会の事後承認が必要。
- (ロ) 「北朝鮮の貿易・金融措置に違反し刑の確定した外国人船員の上陸」及び「そのような刑の確定した在日外国人の北朝鮮を渡航先とした再入国」を原則として許可しない。

(参考) 安保理決議に基づき我が国が実施している対北朝鮮措置

- ① 安保理決議第1695号関連
 - ・ 北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する15団体・1個人を対象に資金移転を防止(平成18年9月19日発表)
- ② 安保理決議第1718号関連
 - ・ 北朝鮮に向けた奢侈品の輸出禁止等(平成18年11月14日発表)
 - ・ 北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する3団体(①の団体と重複)を対象に資産凍結等の措置(平成21年5月21日発表)
 - ・ 5団体・5個人を対象に資産凍結等の措置、及び同5個人について我が国への入国・通過防止の措置(平成21年7月23日発表)
- ③ 安保理決議第1874号関連
 - ・ 北朝鮮の核関連、弾道ミサイル又はその他の大量破壊兵器関連の計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う資産移転等の防止(平成21年7月6日発表)
 - ・ 北朝鮮の拡散上機微な核活動等に係る専門教育・訓練の防止等(平成21年7月6日発表)
 - ・ 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案を閣議決定(平成21年10月30日)